

福祉医療費



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

福祉医療費

医療機関にかかった場合に医療費の自己負担分を助成する制度です。

【対象者】

島根県内に居住し、次のいずれかに該当する方



- ①65歳以上で3ヶ月以上ねたきりの方（1年有効）
- ②身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
- ③身体障害者手帳3級または4級をお持ちの方で、知的障害（概ねIQ50以下）のある方
- ④療育手帳Aの方
- ⑤ひとり親家庭の方（18歳未満または高校3学年までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童）
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑦精神障害者保健福祉手帳2級で、身体障害者手帳3級または4級の方
- ⑧精神障害者保健福祉手帳2級で知的障害（概ねIQ50以下）のある方

※①～⑧いずれも所得制限があります

市町村により上限額が異なります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

福祉医療証取得後、助成を受けることができますが、遡ることはできません。

【医療機関等にかかる場合】1ヶ月1医療機関 医療費の1割

区分	入院	通院
(A) 一般の方	20,000円	6,000円
(B) 低所得の方 (住民税非課税世帯)	2,000円	1,000円
(C) 20歳未満の障害児	2,000円	1,000円

※院外調剤薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう・あんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所、訪問看護ステーション利用時の本人負担額はありせん。

福祉医療は、他制度を優先的に適用する制度です。他制度を利用したうえで、福祉医療の上限額の方が低い場合には、福祉医療の助成も受けられます。

個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となる場合があります

窓口	市町村役場福祉担当課
必要書類	印鑑、保険証、申請書
税制改正により、前年分の所得税が課税の方でも、改正前の基準で判断し、福祉医療の対象となる場合がありますので、ご相談ください。 なお、所得審査の対象となる年は、毎年7月に切り替わります。 詳しくは、福祉担当課までお問い合わせください。	

当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193